

船橋市奨学金募集要項（入学準備金貸付制度）

〔令和8年度入学者用〕（二次募集）

この制度は、経済的理由により進学することが困難な方に対して、その援助として入学資金(入学準備金)の貸付をし、将来の有用な人材を育成するための船橋市独自の制度です。

1. 申請資格

次のすべてに該当する方。

- ① 令和8年度に、高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、高等専門学校、専修学校（高等課程及び専門課程に限る）または大学(短大を含む)に入学する予定である
- ② 本人または保護者が、船橋市内に引き続き一年以上在住している
- ③ 経済的理由により修学が困難で、かつ、学校長が奨学生として推薦する

2. 連帯保証人について

18歳以上65歳未満で、債務の返済能力があり（給与収入のみの方はおおむね年収220万円以上、給与以外の収入の方はおおむね所得220万円以上）、次に該当する方それぞれ1名（合わせて2名）が連帯保証人となる必要があります。

- ① 申請者の父母またはこれに代わる親族（例：父か母いずれか1名）
- ② 申請者と生計が別（別居）の方（例：申請者と別世帯のおじやおば1名）

※ 申請書受理後、連帯保証意思を確認するため、連帯保証人となる方に対して、申請があった旨を文書により通知します。連帯保証意思がない旨の申し出があった場合は、別の方を連帯保証人として申請していただく必要があります。

3. 申請期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月20日（金）まで（郵送不可・締切厳守）

※ 受付時間は午前9時から午後5時までです。

※ 土曜日、日曜日および祝休日は受け付けできません。

※ 申請者本人が、「5. 申請手続き（提出書類）」の書類を直接学務課へ持参して提出してください。
（申請以降の大まかな流れ）

申請 → 審査 → 可否決定 → 請求手続き → 振込 → 入学後手続き → 卒業 → 返還

4. 貸付金額

	貸付金額	
	国・公立	私立
大学（短大を含む） 専修学校（専門課程）	150,000円 以内	400,000円 以内
高等学校 中等教育学校（後期課程） 高等専門学校 専修学校（高等課程）	70,000円 以内	200,000円 以内

5. 申請手続き（提出書類）※提出書類は返却いたしません。市が責任をもって廃棄します。

次のすべての書類を、申請者本人が、直接教育委員会学務課へ持参して提出してください。
書き損じは二重線で訂正し余白に訂正の証として署名してください(最終頁参照)。

- ① 船橋市奨学金貸付申請書（指定用紙）（要自筆）
- ② 船橋市奨学金推薦書（指定用紙）
 - ・在学中の方は在学学校、その他の方は直近の出身校の校長の推薦を受けてください。
- ③ 生計維持者全員の課税(非課税)証明書(令和7年度) ※3ヶ月以内発行
 - ・父母（離婚や死別等により父母の一方が申請者と生計を同一にしていない場合は、生計を同一にしている人のみ）か、父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している人（例えば祖父母等）の課税(非課税)証明書が必要です。
 - ・令和7年1月1日時点で住民票のある市区町村で発行可能です。
- ④ 連帯保証人の課税(非課税)証明書(令和7年度) ※3ヶ月以内発行
 - ・令和7年1月1日時点で住民票のある市区町村で発行可能です。
 - ・申請者の世帯の生計維持者であり、かつ連帯保証人となる方は上記③と兼ねて1部で可。
 - ・連帯保証人となる方のうち申請者の生計維持者でない方は、収入金額等が確認できる資料(源泉徴収票や確定申告書類の写し等)で代用可能です。
- ⑤ 申請者と住所が異なる生計維持者の住民票の写し ※3ヶ月以内発行
 - ・申請者の生計維持者が単身赴任や入寮等で市外在住である場合、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出してください。船橋市内在住の場合は不要です。
- ⑥ 同意書（指定用紙）（要自筆）

6. 貸付の審査・決定

申請締め切り後、船橋市奨学金貸付審査会による審査のうえ、令和8年3月上旬頃に文書で全員に貸付可否を通知します。

※市の予算の範囲内で貸付を行っており、申請者数等の状況によっては貸付できない場合があります。

※生計維持者の課税標準額等の金額を基に算定した金額が基準額以上の場合は貸付できません。

【生計維持者の収入金額等の目安】

世帯の人数	生計維持者が給与所得者の世帯 (世帯の年間の給与収入金額)	生計維持者が給与所得者以外の世帯 (世帯の年間の所得金額)
3人	1, 1 1 3万円	8 7 9万円
4人	1, 2 5 0万円	8 9 2万円

- ※ 生計維持者の扶養する子の人数や自宅外通学状況等により、収入金額等が同じであっても実際の算定金額は異なります。上記は目安の金額です。
- ※ 世帯の人数は、生計を同一にしている方の人数です。

7. 貸付決定後の手続き

貸付の決定後に次のすべての書類を提出していただき、指定の本人名義の口座に振込みます。詳細は、貸付が決定した際に通知いたします。なお、提出書類は返還せず、法令に基づく保存期間経過後に市が責任をもって廃棄します。

- ① 船橋市奨学金貸付請求書（指定用紙）
 - ② 船橋市奨学金誓約書（指定用紙）
 - ③ 個人情報に係る承諾書（指定用紙）
 - ④ 船橋市奨学金借用証書（指定用紙）
- ※連帯保証人（2名）の実印を押印
- ⑤ 連帯保証人に対する履行請求等に係る承諾書（指定用紙）
 - ⑥ 連帯保証人2名の印鑑登録証明書（原本）※3ヶ月以内発行のもの
 - ⑦ 合格通知書等、進学する学校に合格したことがわかる書類の写し
 - ⑧ 本人名義の口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるもの）

8. 入学後の手続き

入学後に、在学証明書または学生証（両面）の写しを提出していただきます。詳細は、貸付が決定した際に通知いたします。

9. 奨学金（入学準備金）の返還

奨学金（入学準備金）の貸付を受けて入学した学校に在学しなくなる日が属する年度の翌年度4月から、3年以内に無利子で全額返還していただきます。なお、返還方法は口座振替によります。

（例：R8年4月大学に入学し4年間で卒業する場合、卒業後のR12年4月からR15年3月までに返還）

返還していただく奨学金は、次の世代の方の奨学金の貴重な原資であることをご理解のうえ、計画に基づいた確実な返還をお願いいたします。決定された納付期限までに納付がない場合は、当該納付期限の翌日から起算して納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべきであった返還金額につき民法に基づく法定利率の割合（閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合）を乗じて計算した遅延損害金を別途請求します。本人及び連帯保証人から返還されない場合は、民事訴訟法に基づく支払督促申立て又は訴訟を提起することがあります。

10. 奨学金の返還の猶予

返還が開始となる日時点で学校等に在学中の場合、またはその他やむを得ない特別な事情があると認められる場合（災害、疾病等）は、申請により返還を猶予することができます。申請方法等詳細は、返還が開始となる予定の年度の前年度中に通知いたします。

【船橋市奨学金貸付申請書 記入上の注意】

※連帯保証人が記名する欄以外は、申請者本人が記入してください。

※消せるボールペン、修正液、修正テープは使用しないでください。

・日付

空欄にしておき、窓口で提出する際に日付を記入してください。

・貸付希望額

「4. 貸付金額」の範囲内で記入してください。

・申請者の履歴

中学校卒業から現在まで、入学・卒業（見込み）の履歴を記入してください。

・家族の状況

住民票に記載されている家族全員を記入してください。

住所が異なる生計を一にする方（単身赴任、入寮等）がいる場合、その方も記入してください。

続柄は、申請者からみた続柄を記入してください。（例：父、母、姉、兄等）

・貸付希望理由

「学費に充てるため」、「経済的理由により」等でなく、**具体的に**記入してください。

・年収又は所得欄

受付時に金額を確認のうえ清書していただきますので、裏面の**年収または所得欄は鉛筆書き**にて記入して持参してください。

※給与収入の方は年間の収入金額、その他の収入の方は所得金額を記入してください。

・訂正

誤記の際は、訂正箇所に二重線を引き、訂正の証として余白に署名してください。

※修正液・修正テープは使用しないでください。

（訂正の例）

ふりがな	ふなほし さやか	生年月日	昭和・平成
氏名	船橋 さやか		19年 10月 1日 18年 11月 10日 船橋さやか (18歳)

余白に正しい記載

署名

誤記に二重線

（申請および問い合わせ先）

船橋市教育委員会 学務課 就学助成係 （市役所7階） TEL 047-436-2858